

宗像市歴史的風致維持向上計画について

◆策定の目的

本市における歴史的風と風致の維持・向上を図り、これを後世に継承をすることを目的として策定。

※歴史的風致とは

…歴史上、価値の高い構造物とその周辺の市街地、さらに地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動が一体となって形成してきた良好な市街地の環境のことをいいます。

◆策定の経緯

本市では世界遺産登録へ向けた取り組みを契機として、歴史・観光に関する情報発信や市民活動の支援などを推進し、地域の歴史および景観を活かしたまちづくりを積極的に行ってきました。平成26年には「景観法」に基づく「景観計画」の策定、平成27年には「宗像市屋外広告物条例」を制定。

平成28年に歴史を活かしたまちづくり推進のため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づく「歴史的風致維持向上計画」の作成に着手し、平成30年3月26日に国の認定を受けました。

※参考：全国で65番目、九州で8番目、福岡県内で3番目の計画認定。

(令和4年3月末時点：全国87都市、九州14都市、県内3都市：太宰府市、添田町)

◆計画の概要【別添資料参照】

- ・計画期間は、平成30年度（2018年度）～令和9年度（2027年度）の10年間。
- ・計画に定める維持向上すべき歴史的風致は以下の4つ
 1. 宗像大社ゆかりの歴史的風致
 2. 宗像の浦々にみる歴史的風致
 3. 八所宮の御神幸祭にみる歴史的風致
 4. 唐津街道赤間宿にみる歴史的風致
- ・宗像市全域を対象としたソフト事業と重点区域（沖ノ島地区、大島地区、玄海地区）を対象としたハード事業を実施中。



八所宮での大名行列の白羽熊



みあれ祭の海上神幸